

「各種事務事業の取扱い」

25 生涯学習・公民館・文化施設分科会

長岡市・与板町合併協議会

| 項番 | 事務事業 コード | 各種事務事業 | 変更 | 分類 | 調整方針案 |
|-----|-------------|--------------|----|--------|----------------------------------|
| 269 | 010801 | 町内公民館等建設補助 | | 合併後に統一 | 新基準を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。 |
| 270 | 030101 | 公文書(廃棄文書)の収集 | | 合併時に統一 | 長岡市の制度に統一する。 |
| 271 | 030102 | 古文書の収集 | | 合併時に統一 | 長岡市の制度に統一する。 |

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

269

データ基準日 平成16年 4月 1日

| 大項目(分科会) | | 中項目 | | 小項目 | | 各種事務事業 | |
|--|---------------|------|-----------|--|------------|--|------------|
| 25 | 生涯学習・公民館・文化施設 | 01 | 生涯学習・社会教育 | 08 | 町内公民館等建設補助 | 01 | 町内公民館等建設補助 |
| 長岡市 | | 中之島町 | | 越路町 | | 与板町 | |
| <p>1 補助金名称 長岡市町内公民館建設補助金</p> <p>2 交付対象 (1)公民館、集会所等を新築・増築・改築又は購入する町内会に対して予算の範囲内において補助金を交付するもの。 (2)町内会が高齢者及び障害者の利用を考慮して行う既存の公民館、集会所の機能・設備の改造に要する経費の一部を補助するもの。</p> <p>3 交付基準 (1)町内公民館の建設 事業費が100万円以上のものとする。補助対象経費の3分の1以内の額とし、700万円を限度とする。 (2)高齢者・障害者用施設の改造 事業費が30万円以上のものとする。補助対象経費の3分の1以内の額とし、50万円を限度とする。 * 土地の取得は交付対象から除く。</p> | | なし | | <p>1 補助金名称 越路町大字集会所、事務所等建築費助成</p> <p>2 交付対象 (1)新築、改築事業 (2)増築事業 (3)改造、修繕事業 (4)新築に伴う土地取得事業(新築前5年以内)</p> <p>3 交付基準 (1)建築延面積又は制限延面積のいずれか少ない方の面積に建築単価を乗じて得た額の50%とする。 (2)増築事業は、増築後の建築延面積が制限延面積を超えることが出来ない。 (3)改造、修繕事業は、当該費用の内100万円を超える額の2分の1以内とし、500万円を限度とする。 (4)土地取得面積又は制限土地面積のいずれか少ない面積に土地単価を乗じて得た額の50%以内とする。</p> | | なし | |
| 三島町 | | 山古志村 | | 小国町 | | 課題 | |
| <p>1 補助金名称 大字公民館等整備事業補助金</p> <p>2 交付対象 大字が所有する公民館、集落開発センター、コミュニティセンター等の建物取得、増改築及び災害による補修事業とする。</p> <p>3 交付基準 (1)建物取得・増改築の場合 対 象 100万円以上 補助率 事業費の10%以内 (国県補助が無い場合は事業費の15%以内) (2)災害による補修の場合 対 象 30万円以上 補助率 事業費の20%以内 * 土地の取得は交付対象から除く。</p> | | なし | | なし | | <p>調整方針案</p> <p>新基準を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。</p> | |

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

270

データ基準日 平成16年 4月 1日

| 大項目(分科会) | 中項目 | 小項目 | 各種事務事業 | |
|--|--------|----------------|-----------------|--------------|
| 25 生涯学習・公民館・文化施設 | 03 文書館 | 01 文書の収集・整理・保存 | 01 公文書(廃棄文書)の収集 | |
| 長岡市 | 中之島町 | 越路町 | 与板町 | |
| 行政資料で保存期間が満了になったものや合併に伴って廃棄される文書のうち、歴史的価値のあるものを廃棄しないで収集する。 | なし | なし | なし | |
| 三島町 | 山古志村 | 小国町 | 課題 | 調整方針案 |
| なし | なし | なし | | 長岡市の制度に統一する。 |

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

271

データ基準日 平成16年 4月 1日

| 大項目 (分科会) | | 中項目 | | 小項目 | | 各種事務事業 | |
|-------------------------------------|---------------|------|-----|--|-------------|--|--------|
| 25 | 生涯学習・公民館・文化施設 | 03 | 文書館 | 01 | 文書の収集・整理・保存 | 02 | 古文書の収集 |
| 長岡市 | | 中之島町 | | 越路町 | | 与板町 | |
| 近世・近代の庄屋・地主家に伝わる古文書を行政が散逸防止のため収集する。 | | なし | | なし | | 近世・近代の庄屋・地主家に伝わる古文書の購入予定はないが、寄贈受入れで対応している。 | |
| 三島町 | | 山古志村 | | 小国町 | | 課題 | |
| 近世・近代の庄屋・地主家に伝わる古文書を随時調査している。 | | なし | | 近世・近代の庄屋・地主家に伝わる古文書の購入予定はないが、寄贈受入れで対応している。 | | 調整方針案 | |
| | | | | | | 長岡市の制度に統一する。 | |